

一般競争（指名競争）参加資格審査 申請書類作成要領（測量・建設コンサルタント等）

国有林野事業特別会計

測量・建設コンサルタント等契約に係る資格審査の申請書類

- 様式1 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）
- 様式2 測量等実績調書
- 様式3 技術者経歴書
- 様式4 営業所一覧表
- 様式5 登記事項証明書（略）
- 様式6 登録証明書等（登録を受けている場合）（略）
- 様式7 財務諸表類（略）
- 様式8 納税証明書（略）
- 付録 競争契約参加資格審査申請書変更届

- ④ 地質調査業者・・・地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第2条による登録を受けている場合。
 - ⑤ 補償コンサルタント・・・補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示1341号）第2条による登録を受けている場合。
 - ⑥ 不動産鑑定業者・・・不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第22条による登録を受けている場合。
 - ⑦ 土地家屋調査士・・・土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第6条による登録を受けている場合（土地家屋調査士が2人以上所属しているときは、1人のみについて記載する。）。
 - ⑧ 司法書士・・・司法書士法（昭和25年法律第197号）第6条による登録を受けている場合。
 - ⑨ 計量証明事業者・・・計量法（平成4年法律第51号）第107条による登録を受けている場合。
 - ⑩ その他の登録等を受けている場合は、登録事業名等が空白の欄に記載する。
- (6) 「18 測量等実績高」の各欄については、次により記載する。
- ア 「① 競争参加資格希望業種区分」欄には、業種区分に対応した競争への参加を希望する業種（以下「競争参加資格希望業種」という。）を記載する。
 - イ 「② 直前2年度分決算」及び「③ 直前1年度分決算」及び「④ 直前2か年間の年間平均実績高」の各欄には、競争参加資格希望業種ごとに実績高を記載する（決算が1事業年度1回の場合には、「② 直前2年度分決算」及び「③ 直前1年度分決算」の各欄は、当該左右欄のうち右欄のみに記載する。）なお、「③ 直前1年度分決算」とは審査基準日において確定した決算を含む過去1年間の決算を、「② 直前2年度分決算」とは直前1年度分決算の前の1年間の決算を、「④ 直前2か年間の年間平均実績高」とは両決算に基づき算定した年間平均実績高をそれぞれいう。
また、個人企業から会社組織に移行した場合、他の企業を吸収した場合等にあつては、移行前の企業体、吸収前の企業体等の実績（ただし、申請者が行っている事業に係るものに限る。）を含めた実績を記載する。
 - ウ 「⑤ 申請を希望する部局」欄については、複数の森林管理局等に申請を希望する場合に、同欄の枠内に希望する森林管理局等名を記載し、当該部局の下欄に「① 競争参加資格希望業種区分」欄に記載した競争参加資格希望業種ごとに○印を付する。
なお、記載事項が1葉で終わらない場合は、同一の様式で延長するものとする。このときには、様式の裏面に記載して差し支えないが、表面にその旨を注記する。
- (7) 「19 有資格者数」欄については、常時雇用している技術職員のうち参加を希望する業種区分に応じた該当職員数を記載する。
なお、記載事項が1葉で終わらない場合は、同欄の書式で延長するものとする。このときには、同様式の裏面に記載して差し支えないが、表面にその旨を注記する。
- (8) 「20 建設コンサルタント及び補償コンサルタント登録業者の登録部門」欄には、建設コンサルタント登録規程及び補償コンサルタント登録規定に基づいて登録を受けている部門につ

いて、下表の登録部門に対応する番号に○印を付する。

建設コンサルタント業務					
番号	登録部門	番号	登録部門	番号	登録部門
1	河川、砂防及び海岸	2	港湾及び空港	3	電力土木
4	道路	5	鉄道	6	上水道及び工業用水道
7	下水道	8	農業土木	9	森林土木
10	水産土木	11	廃棄物	12	造園
13	都市計画及び地方計画	14	地質	15	土質及び基礎
16	鋼構造物及びコンクリート	17	トンネル	18	施工計画、施工設備及び積算
19	建設環境	20	建設機械	21	電気電子

補償コンサルタント業務					
番号	登録部門	番号	登録部門	番号	登録部門
22	土地調査	23	土地評価	24	物件
25	機械工作物	26	営業補償・特殊補償	27	事業損失
28	補償関連				

(9) 「21 自己資本額」の各欄については、次により記載する。

ア 「① 払込資本金」とは、法人にあつては払込済みの額を、個人にあつては次期繰越資本金を、組合にあつては組合の基本財産と組合員の払込資本金の合計額をいい、「② 準備金・積立金」とは、法定準備金（資本準備金及び利益準備金）と任意積立金（退職手当積立金等）との合計額（ただし、組合にあつては組合の利益準備金及び特別積立金と組合員の法定準備金及び任意積立金との合計額）をいう。

イ 「直前決算時」及び「余剰（欠損）金処分」の各欄については、申請しようとする日の直前の決算により記載する。また、外資系企業の場合には、「① 払込資本金」の合計欄の上段（ ）内に外国資本の額を内数で記載する。

(10) 「22 損益計算書」の「税引前当期利益」欄は、直前1年度分決算によって記載する。

(11) 「23 貸借対照表」の「① 流動資産」、「② 流動負債」、「③ 固定資産」及び「④総資本額」の各欄は、直前1年度分決算によって記載する。

(12) 「24 経営比率」の「① 総資本純利益率」、「② 流動比率」及び「③ 自己資本固定比率」の各欄は、それぞれ小数点以下第二位の数値を四捨五入して小数点以下第一位までの数値を記載する。

(13) 「25 外資状況」については、外資系企業（日本国籍会社を含む。）の場合に、該当する会社区分の番号（1 2 3のいずれか）に○印を付するとともに、[]内に外国名を、（ ）内に当該国の資本の比率をそれぞれ記載する。

なお、「2 日本国籍会社（100%）」とは100パーセント外国資本の会社を、「3 日本国籍会社」とは一部外国資本の会社をそれぞれいう。

- (14) 「26 営業年数等」の「④ 営業年数」欄には、競争参加資格希望業種に係る事業の開始日（2業種以上のときは最も早い開始日）から基準日までの期間から、当該事業を中断した期間を排除した期間（1年未満切捨て）を記載する。
- (15) 「27 常勤職員の数」の「① 技術職員」及び「② 事務職員」の各欄には、基準日の前日において常時雇用している従業員のうち専ら測量・建設コンサルタント等業務に従事している職員の数を、「③ その他の職員」欄には、それ以外の職員の数を記載する。また、「④ 計」欄には、法人にあつては常勤役員の数を含めたものを、個人にあつては事業主を含めたものをそれぞれ記載し、「⑤ 役職員等」欄には、常勤役員又は事業主の数を内数で記載する。
- なお、本項における「常時雇用」及び「常勤」とは、申請者に従事し、かつ客観的な判断事項（定期・定額給与の支払対象者、社会保険料の納付対象者であること等）を有することをいう。

4 添付書類の作成方法

- (1) 測量等実績調書（様式2）、技術者経歴書（様式3）

この2様式については、各様式の末尾にある記載要領に従って記載することとする。

なお、記載事項が1葉で終わらない場合は、同一の様式で延長するものとする。このときには、様式の裏面に記載して差し支えないが、表面にその旨を注記する。

- (2) 営業所一覧表（様式4）

この様式については申請日現在で作成するとともに、様式の末尾にある記載要領に従って記載することとするが、申請する営業所に対応した「営業区域」を示す都道府県を表わすコードについては、下表のコードを用いること。

コード	都道府県名	コード	都道府県名	コード	都道府県名	コード	都道府県名	コード	都道府県名	コード	都道府県名
00	全国	08	茨城県	16	富山県	24	三重県	32	島根県	40	福岡県
01	北海道	09	栃木県	17	石川県	25	滋賀県	33	岡山県	41	佐賀県
02	青森県	10	群馬県	18	福井県	26	京都府	34	広島県	42	長崎県
03	岩手県	11	埼玉県	19	山梨県	27	大阪府	35	山口県	43	熊本県
04	宮城県	12	千葉県	20	長野県	28	兵庫県	36	徳島県	44	大分県
05	秋田県	13	東京都	21	岐阜県	29	奈良県	37	香川県	45	宮崎県
06	山形県	14	神奈川県	22	静岡県	30	和歌山県	38	愛媛県	46	鹿児島県
07	福島県	15	新潟県	23	愛知県	31	鳥取県	39	高知県	47	沖縄県

なお、記載事項が1葉で終わらない場合は、同一の様式で延長するものとする。このときには、様式の裏面に記載して差し支えないが、表面にその旨を注記する。

- (3) 登記事項証明書（様式5）

登記事項証明書とは、商業登記法（昭和38年法律第125号）第6条第5号から第9号までに

規定する株式会社登記簿等に記録されている事項を証明した書面（同法第10条に規定する書面をいう。）をいい、法人が提出する。（（8）の項参照）

- (4) 登録証明書等（登録を受けている場合）（様式6）

3-（5）の①から⑩までに掲げた各登録等についての登録官署が発行する証明書をいう。（（8）の項参照）なお、競争への参加を希望しない業種に係るものは提出を要しない。
- (5) 財務諸表類（様式7）

申請者が自ら作成している直前1年間の事業年度分に係る貸借対照表、損益計算書及び利益処分（損失処理）計算書（個人にあつては、これらに類する書類）をいう。
- (6) 建設コンサルタント登録規程第7条、地質調査業者登録規程第7条又は補償コンサルタント登録規程第7条による現況報告書を国土交通大臣に提出し、その確認印を受けた現況報告書の副本の写しを提出した者であつて、競争参加資格希望業種が各登録規程に定める登録部門の範囲内である場合には、様式2、様式3、様式4、様式5及び様式7の書類の添付を省略することができる。（（8）の項参照）
- (7) 納税証明書（様式8）

直前1年間における法人税又は所得税、消費税及び地方消費税の納入状況についての税務官署が発行する証明書をいう。（（8）の項参照）
- (8) 証明書類の写しによる代用
添付書類のうち官公署が行った証明書類については、写真機・複写機等を使用して機械的な方法により複写したものであり、ほぼ原寸大であり、かつ、鮮明である写しに限り、写しによって差し支えない。
- (9) 委任状
代理人による申請をする場合には、申請者の代表者から競争参加資格審査の代理申請をする権限について委任する旨を明記した委任状を作成して提出する。（正本を提出すること。）

5 外国事業者が申請する場合の提出書類等

- (1) 申請書の「07 住所」欄については、本社（店）の所在する国名及び所在地名を記載する。

なお、日本国内に連絡場所がある場合には、その所在地を欄外に記載する。
- (2) 登記事項証明書又は登記簿謄本及び身元証明書並びに納税証明書については、証明書等に代えて、当該国の管轄官庁又は権限のある機関の発行する書面とする。
- (3) 提出する書類等について、外国語で記載された事項については、日本語の訳文を添付する。
- (4) 申請書類の金額表示は、邦貨に換算する必要がある場合には、基準日における出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により換算して得た額を記載する。

6 参加できる競争契約の範囲

この申請によって登録された場合に参加できる競争契約の範囲は、建設工事関する設計、監理、調査等及び測量に係る契約のうち登録業種に係るものである。